

青森県農業信用基金協会業務方法書一部変更理由書

[変更内容]

令和 8 年 3 月 25 日付けで「農業信用基金協会の業務及び財産の状況の報告について」(平成 19 年 3 月 30 日金監第 862 号・18 経営第 7746 号)が改正され、当協会の保証対象資金である特定農産加工資金の定義が変更されたことに伴い、当協会の業務方法書においても同様の変更を行うものである。

青森県農業信用基金協会業務方法書の一部を次の新旧対照表のとおり変更する。

新 旧 対 照 表

(下線部分が変更部分)

変 更 後 (案)	現 行
第 1 条～第 2 条の 3 (略) (保証の金額の合計額の最高限度) 第 3 条 この協会の保証の金額の合計額の最高限度は、保証(極度貸付(農業経営改善促進資金(農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知)第 4 の規定に基づく資金をいう。以下同じ。))に係るもの及び理事会が定めたものに限る。以下同じ。))の保証を含む。)に係る元本の残高に係る保証の額(独立行政法人農林漁業信用基金との間において保険関係が成立している保証にあっては、当該保険関係に係る保険金額に相当する額、一般社団法人全国農協保証センター(以下「センター」という。)との間において再保証関係が成立している保証にあっては、当該再保証関係に係る保証金額の 2 分の 1 に相当する額の残高を控除した額)の合計額が、特定資金にあっては、特定資金に係る保証債務の弁済に充てるための基金の額(第 24 条の規定により償却した求償権であって特定資金に係るものの額に相当する額を含む。)の 15 倍に相当する額となる場合の保証残高(保証に係る借入金の元本、利息及びその債務の不履行による債務保証契約で定める遅延損害金の合計額の残高をいう。以下本条及び次条において同じ。)の合計額とし、定款第 2 条第 1 項第 1 号ニに掲げる資金で特定資金でないもの(以下「一般資金」という。)にあっては、一般資金に係る保証債務の弁済に充てるための基金の額(第 24 条の規定により償却した求償権であって一般資金	第 1 条～第 2 条の 3 (略) (保証の金額の合計額の最高限度) 第 3 条 この協会の保証の金額の合計額の最高限度は、保証(極度貸付(農業経営改善促進資金(農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知)第 4 の規定に基づく資金をいう。以下同じ。))に係るもの及び理事会が定めたものに限る。以下同じ。))の保証を含む。)に係る元本の残高に係る保証の額(独立行政法人農林漁業信用基金との間において保険関係が成立している保証にあっては、当該保険関係に係る保険金額に相当する額、一般社団法人全国農協保証センター(以下「センター」という。)との間において再保証関係が成立している保証にあっては、当該再保証関係に係る保証金額の 2 分の 1 に相当する額の残高を控除した額)の合計額が、特定資金にあっては、特定資金に係る保証債務の弁済に充てるための基金の額(第 24 条の規定により償却した求償権であって特定資金に係るものの額に相当する額を含む。)の 15 倍に相当する額となる場合の保証残高(保証に係る借入金の元本、利息及びその債務の不履行による債務保証契約で定める遅延損害金の合計額の残高をいう。以下本条及び次条において同じ。)の合計額とし、定款第 2 条第 1 項第 1 号ニに掲げる資金で特定資金でないもの(以下「一般資金」という。)にあっては、一般資金に係る保証債務の弁済に充てるための基金の額(第 24 条の規定により償却した求償権であって一般資金

変 更 後 (案)	現 行
に係るものの額に相当する額を含む。) の15倍に相当する額となる場合の保証残高の合計額とする。ただし、第20条第1項の規定により弁済することによってこの額を超えることとなる場合は、この限りでない。 2 前項の特定資金とは、次に掲げる資金をいう。 (1) ～ (4) (略) (5) <u>特定農産加工業経営改善等臨時措置法(平成元年法律第65号)第3条第1項又は同条第2項の承認を受けた者(同項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。)</u> が同法第3条第1項又は同条第2項に規定する承認計画に従って同法第3条第1項に規定する経営改善措置又は同条第2項に規定する事業提携を行うのに必要な資金及び同法第5条第1項の承認を受けた者が同項に規定する承認計画に従って同項に規定する調達安定化措置を行うのに必要な資金 (6) ～ (9) (略) 3 (略) 第4条～第29条 (略)	に係るものの額に相当する額を含む。) の15倍に相当する額となる場合の保証残高の合計額とする。ただし、第20条第1項の規定により弁済することによってこの額を超えることとなる場合は、この限りでない。 2 前項の特定資金とは、次に掲げる資金をいう。 (1) ～ (4) (略) (5) <u>特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第65号)第4条第1項に規定する承認特定農産加工業者等(同法第3条第2項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。)</u> が同法第4条第2項に規定する承認計画に従って同法第3条第1項に規定する経営改善措置又は同条第2項に規定する事業提携を行うのに必要な資金 (6) ～ (9) (略) 3 (略) 第4条～第29条 (略)

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和 年 月 日）から施行する。